

議案第 20 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の2中「117,100円」を「119,440円」に、「、88,700円」を「、90,470円」に、「140,000円」を「142,800円」に、「、100,100円」を「、102,100円」に、「162,800円」を「166,050円」に、「、111,600円」を「、113,830円」に、「185,700円」を「189,410円」に、「、123,000円」を「、125,460円」に、「221,900円」を「226,330円」に、「、139,600円」を「、142,390円」に、「294,700円」を「300,590円」に、「、176,000円」を「、179,520円」に、「541,300円」を「552,120円」に、「、297,600円」を「、303,550円」に改める。

別表第3第3号イの表中「に規定する」を「第15条第1項に規定する」に、「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円（適合証が添付されている場合は、28,000円）
-----------------------------	----------------------------------

を「

に改め、同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円（適合証が添付されている場合は、17,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円（適合証が添付されている場合は、28,000円）

もの	
----	--

」

表の備考第2項中「376,000円」を「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」に改める

。

別表第4中

「

を

建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額

300平方メートル未満のもの	231,000円（当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物（以下この号及び第3号において「他の建築物」という。）である場合は、10,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）

50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）
-------------------	--

建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表に定める額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円
50,000平方メートル以上のもの	257,000円

建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額

300平方メートル未満のもの	231,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円）
----------------	-------------------------------------

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額

ア 工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通

に

省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この号から第3号までにおいて同じ。)の用途に供する部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物(以下この号及び第3号において「他の建築物」という。)である場合は、10,000円)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	153,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	189,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)

25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）
50,000平方メートル以上のもの	324,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

イ ア以外の部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	231,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの	885,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

000平方メートル未満のもの	る場合は、205,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ当該ア及びイの表に定める額を合算した額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額

ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	81,000円
25,000平方メートル以上50,	101,000円

000平方メートル未満のもの	
50,000平方メートル以上のもの	140,000円

イ ア以外の部分の床面積の合計

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	51,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円
50,000平方メートル以上のもの	257,000円

建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及び

イの表に定める額を合算した額

ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	24,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	153,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	189,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）
50,000平方メートル以上のもの	324,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

イ ア以外の部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	231,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

」
を

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円（適合証が添付されている場合は、28,000円）
-----------------------------	----------------------------------

」

に改め、

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円（適合証が添付されている場合は、17,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円（適合証が添付されている場合は、28,000円）

」

同表の備考第3項を次のように改める。

3 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより適合性判定を受ける場合における第1号及び第3号の規定の適用については、これらの号中「24,000円」とあるのは「20,000円」と、「32,000円」とあるのは「27,000円」と、「44,000円」とあるのは「39,000円」と、「104,000円」とあるのは「97,000円」と、「153,000円」とあるのは「146,000円」と、「189,000円」とあるのは「181,000円」と、「234,000円」とあるのは「224,000円」と、「324,000円」とあるのは「312,000円」と、「231,000円」とあるのは「89,000円」と、「290,000円」とあるのは「113,000円」と、「374,000円」とあるのは「148,000円」と、「533,000円」とあるのは「240,000円」と、「657,000円」とあるのは「313,000円」と、「776,000円」とあるのは「376,000円」と、「885,000円」とあるのは「442,000円」と、「1,104,000円」とあるのは「572,000円」とする。

別表第4の備考第4項中「376,000円」を「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」に改め、同表の備考第6項第2号イ中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日

前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に
伴い、所要の改正を行うものであります。